

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和 2 年 9 月 10 日 10 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4号 空き家に付隨した農地の指定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員 総 数	12 名
出 席	10 名
欠 席	2 名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	我毛 真一	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	川崎 信彦	出	10番	磯永 優二	欠
5番	柏木 伸夫	出	11番	山崎 廣美	出
6番	吉永 新一	出	12番	森本 一男	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 青木 一巳

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 後小路 博敏

中野 翔平

開会の宣言

事務局　只今から令和2年9月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

青木委員

本日会長が欠席されておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

議長　10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は8番 寺光正博 委員、9番 山本 一彦 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の後小路さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長　議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局　今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長　議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言　通り番1について説明致します。譲受人[REDACTED]氏は、[REDACTED]からこちらに移り住まれ、耕作管理ができない譲渡人[REDACTED]氏の農地を贈与され、農業を始めるものでございます。間違いありませんので、宜しくご審議をお願いします。

議長　議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長　無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番2

7番委員発言　通り番2について説明致します。

農地の所有者である[REDACTED]氏は遠方にお住まいでの耕作管理ができないという事で、譲受人[REDACTED]氏が譲り受け、耕作管理をしていくとの事でございます。ある程度の機械もお持ちで、耕作できると考えます。場所は[REDACTED]のお寺の近所となります。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長　議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長　無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元

委員の説明及び意見をお願いします。

通り番3

9番委員発言 通り番3について説明致します。

農地の所有者である[REDACTED]氏は遠方にお住まいでの、もう、こちらには戻ることはなく、耕作管理ができないという事で、親戚である譲受人[REDACTED]氏が譲り受け、耕作管理をしていくとの事でございます。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番4について、私の方から説明いたします。

通り番4

2番委員発言 通り番4について説明致します。

農地の所有者である[REDACTED]氏は遠方にお住まいでの耕作管理ができないという事で、譲受人[REDACTED]氏が贈与を受けるものです、[REDACTED]氏は高齢ですが、若い方もおられるという事で申請されたところです。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から4について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1及び通り番2

6番委員発言 通り番1及び通り番2について続けて説明致します。

通り番1、譲受人[REDACTED]氏は創作建具屋を経営しており、その

作業場、資材置場、駐車場として利用するとの事です。場所は市役所通り、市丸交差点の先の左側でございます。売買契約でございます。間違いありません。

通り番2について、貸付人[]氏の孫にあたる借受人[]氏が自己住宅を建築するという事で、使用貸借でございます。場所は、三毛門小学校の近くとなります。間違いございませんので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1及び通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から2については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第4号 空き家に付隨した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の空き家に付隨した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしました
ので、これをもって9月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時15分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 2 年 9 月 14 日

青木頼

議長

青木 一巳



寺光頼

8番委員

寺光 正巳

山本頼

9番委員

山本 一彦



